

【災害補償規程】

第1条（本規程の目的）

この規程は、チーム主催者（チーム名） 夢源風人（代表者名） 高橋 裕也（以下「主催者」という。）が主催する又はチームとして参加する、イベント及び練習（以下「行事」といいます。）の参加者（以下「本人」という。）が、その行事に参加中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という。）に対して、主催者が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は主催者の作成、保管する名簿に記載された行事の参加者およびサポーターに適用する。

- ・ よさこい祭り、及び自宅との往復途上
 - ・ チーム管理下の練習、及び自宅との往復途上
 - ・ チームで参加するイベント、及び自宅との往復途上
- （※海外においてはイベント参加中および宿泊先と会場との往復途上）

第3条（用語の定義）

本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
- (3) 「公的給付」とは、次の給付をいう。
 - イ. 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付
 - (イ) 労働者災害補償保険法 (ロ) 国家公務員災害補償法
 - (ハ) 裁判官の災害補償に関する法律 (二) 地方公務員災害補償法
 - (ホ) 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
 - ロ. 次のいずれかの法律その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
 - (イ) 厚生年金保険法 (ロ) 国民年金法
 - (ハ) 国家公務員共済組合法地方公 (二) 地方公務員等共済組合法
- (4) 「行事に参加中」とは、本人が行事に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいう。ただし、行事開催日前に主催者に行事参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、行事に参加するための往復途上についても「行事に参加中」とみなす。
- (5) 「行事に参加するための往復途上」とは、被補償者が行事に参加する意思をもって、住居（行事参加のために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなす。）を出発してから住居に帰着するまでをいう。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、「行事に参加中」とみなしません。